

施設使用料の改定について

施設使用料の算定については、平成 19 年度に基本方針を定め、原則 3 年毎に改定を進めてきた。前回改定した平成 27 年度から 3 年を経過する平成 30 年度に向け、基本方針に基づいて施設使用料の改定を行う。

1 施設使用料の基本的な考え方

- 公の施設は、その建設から運営、維持管理等、様々な面において多くの経費を要する。施設使用料は、そうした経費の一部を賄うため、施設利用の対価として利用者から徴収するものであり、施設を利用する者と利用しない者との均衡を考慮した適正な受益者負担を原則としている。
- 施設使用料の金額設定にあたっては、施設に関連する全ての経費（フルコスト）を根拠として合理的に算出している。一方で、施設の設置目的や利用目的など政策的な観点から、公費投入の度合いの強弱も考慮に入れる必要があり、受益に見合った応分の負担だけでなく、施設の性質に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定し、それを反映させて金額を決定する。

2 対象施設数

64 施設（予定）

※法令等により別途算定する必要があるもの（区営住宅、道路占用等）、近隣区の料金設定の状況を勘案する必要があるもの（自転車駐車場）については対象としない。

3 現行の施設使用料算定基準

（1）基本方針

- 施設使用料の算定にあたっては、全ての施設の算定方式を統一したうえで、「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務にかかる全ての経費（フルコスト）を原価とし、これに施設の性質別ごとに設定した利用者負担割合を乗じて算出する。
- 使用料の改定に際し、施設利用者の急激な負担増を緩和するため、改定後の上限率を原則 1.5 倍に設定する。
- 原則、3 年に一度、施設使用料の改定を行う。ただし、積算の結果 1 割以上下がった場合は、改定年度を待たずに当該施設の使用料の見直しを行う。

(2) 算定基準

① 使用料算定基礎額（使用料を算定する際の基礎的数値）の計算式

$$\text{使用料算定基礎額} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合（利用者負担）}$$

※個々の使用料は、現行料金に改定率を乗じて算出する。

なお、改定率は、使用料算定基礎額を、現行使用料を基にした総収入額で除して算出する。

② 原価

● 人件費

- ・ 施設の維持管理、貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当額繰入を含む）

● 維持管理費

- ・ 施設にかかる電気、ガス、水道料金
- ・ 清掃や管理、安全点検などにかかる委託経費
- ・ 消耗品、備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）やクリーニング代などの維持管理経費
- ・ 施設管理、受付業務等にかかる印刷経費、消耗品購入費など
- ・ 施設の修繕のための工事費（固定資産台帳に資産計上されたものを除く）

● 減価償却費

- ・ 建物の減価償却費

※固定資産台帳の資産データに基づく。固定資産台帳に資産計上された工事費を含む

③ 施設の性質別負担割合

● 考え方

- ・ 区民が日常生活を営むうえで、基本的に必要なものとして整備したコストについては、全額公費（税）で負担する。
- ・ 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

● 負担割合

施設の種類		施設名 (例)	経費の負担率	
			利用者	公費
A	福祉施設	障害者福祉会館 (目的内利用)	—	100%
	産業振興施設	商工会館 (目的内利用)		
B	集会室	区民活動センター	50%	50%
		高齢者会館		
		目的外利用		
C	ホール	もみじ山文化センター	70%	30%
		野方区民ホール		
		なかの芸能小劇場		
D	スポーツ施設	体育館 (中野、鷺宮、産業振興センター)	70%	30%
		野球場・庭球場 (上高田、哲学堂)		
		弓道場 (哲学堂)		
		区立学校 (体育館)		
		二中、中野中温水プール		
E	自転車駐車場	自転車駐車場	100%	—
	宿泊施設	少年自然の家		

4 今後のスケジュール (予定)

平成29年10月	使用料積算結果報告 (議会報告)
10月	意見交換会
11月	意見交換会結果報告 (議会報告)
12月	区議会第4回定例会に関連条例の改正案を提案
平成30年 1月～	区民周知
7月	施行